

岡崎市歴史的風致維持向上計画(案) 概要版 シンポジウム配布用

1. はじめに【なぜ、今、歴史まちづくりなのか?】

岡崎市は、愛知県の中央部に位置し、三河山地から連なる豊かな緑と、矢作川や乙川の清流など地形の起伏に富み、四季の移ろいを際立たせる自然環境を背景に、矢作川流域に人の営みが始まり、古来より交通の要衝として、古代には三河国の成立、中世には源氏・足利氏の武家文化の重要拠点、そして近世には江戸幕府の礎を築いた徳川家康公の生誕の地・岡崎城下町として栄えてきた。

しかし、近年、少子高齢化等による人口減少社会を迎える中、歴史的建造物においては、損傷や老朽化に対する維持管理の難しさなどから、年々失われていくことが懸念されており、伝統行事や祭礼、伝統産業等においては、担い手不足等により、本市固有の歴史文化や伝統をいかに守り、伝え、更に発展させていくかが課題となっている。

昨年、平成 27 年(2015)に本市の歴史文化の象徴とも言える徳川家康公の薨去 400 年を、そして本年、平成 28 年(2016)に市制施行 100 周年を迎えるこの節目に、「夢ある次の新しい岡崎」に向けて、これを契機とした文化財行政とまちづくり行政の一層の緊密な連携により、歴史まちづくり法の制度を活用して、先人らにより育まれ、受け継がれてきた数々の歴史文化資産を活かしたまちづくりの積極的な推進を図ることとする。

本市固有の歴史文化資産が織り成す「歴史的風致」を守り、育て、未来へ引き継ぐべく、岡崎の個性を磨き、魅力を高め、市民一人ひとりが岡崎の歴史文化を再認識し、一層の誇りと愛着を持って継承していってもらえるよう、また訪れる人々に感動を与えられるようなまちづくりを総合的かつ一体的に推進し、地域の活性化、生活環境の向上、観光振興につなげていくものである。

2. 「(通称)歴史まちづくり法」【法律に基づく、歴史まちづくり】

歴史文化の継承等に関する課題を抱えているのは岡崎市だけではなく、全国にも似たような課題を抱えている都市が多数存在している。

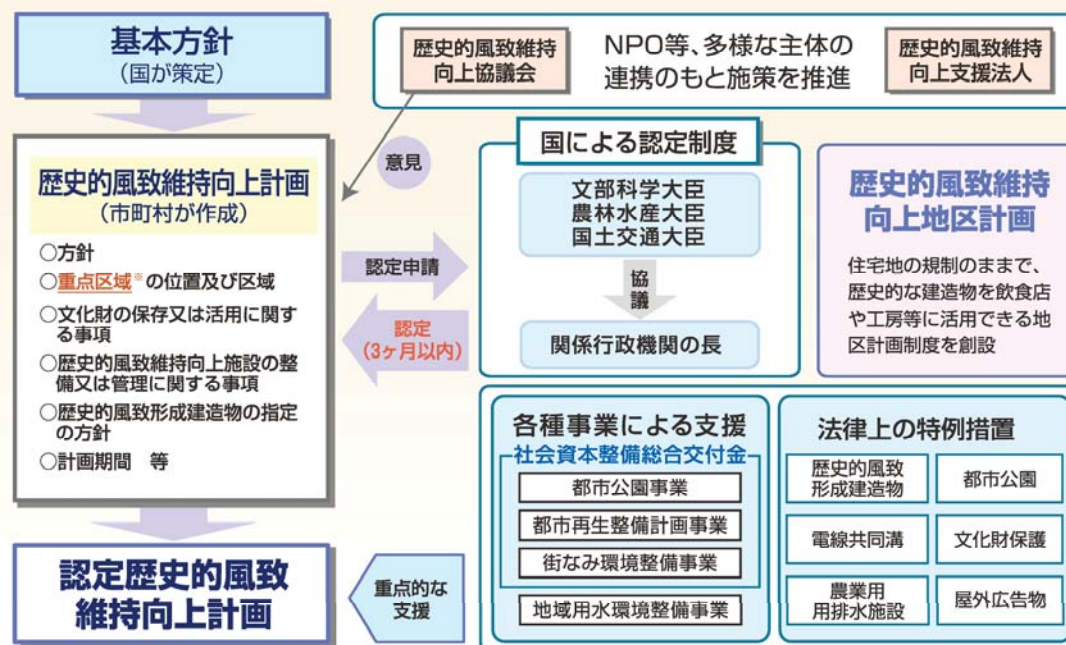
国は、このような状況を踏まえ、良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持向上させ、後世に継承するため、平成 20 年 11 月 4 日に「(通称)歴史まちづくり法」を施行した。

(正式名: 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

※歴史的風致とは

歴史まちづくり法第 1 条において、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義。

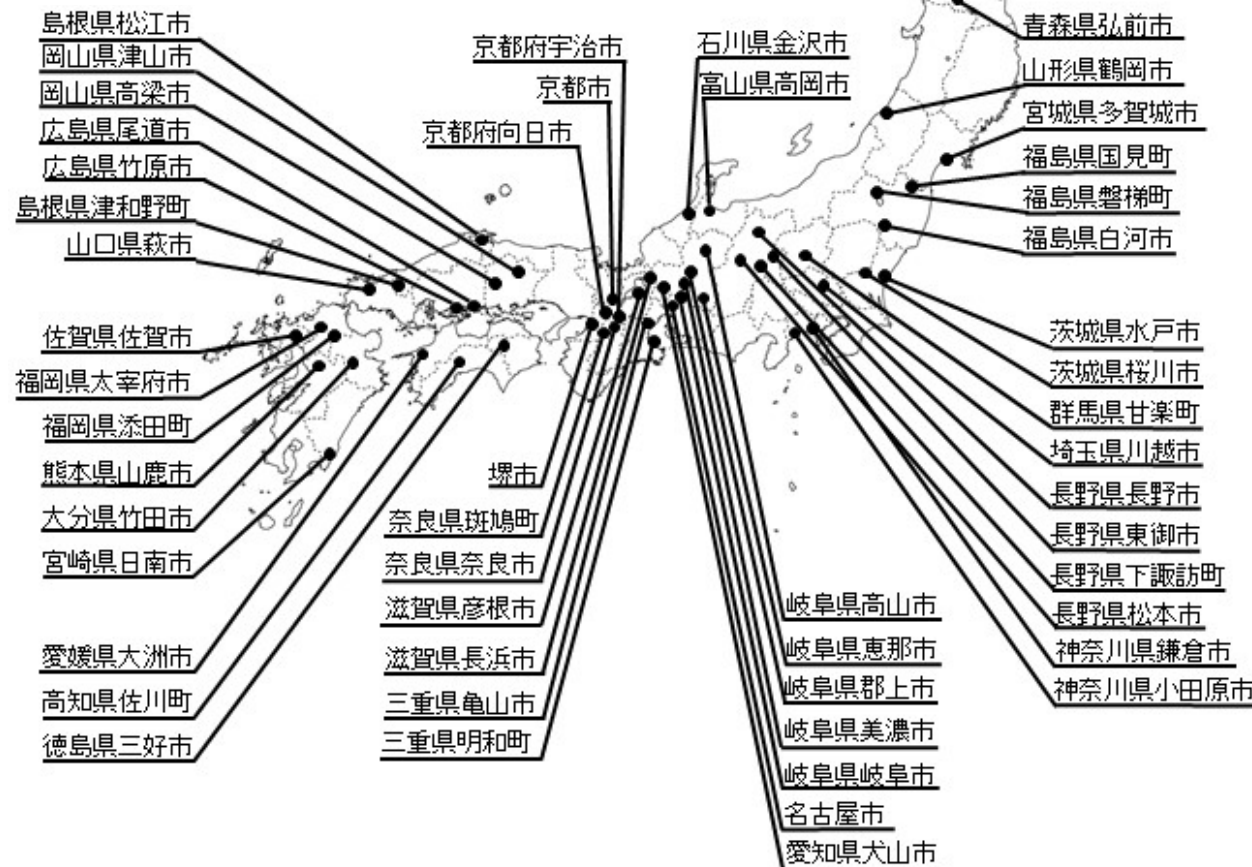
歴史まちづくり法の概要



3. 全国の「歴史都市」

国から認定された「歴史都市」は、全国で 51 都市ある。

※平成 28 年 1 月 25 日現在



市町村名	認定日
金沢市	H21. 1.19
高山市	
彦根市	
萩市	
亀山市	H21. 3.19
犬山市	
下諏訪町	
佐川町	
山鹿市	H21. 7.22
桜川市	
津山市	H21.11.19
京都市	H22. 2. 4
水戸市	
長浜市	H22. 3.30
弘前市	
甘楽町	H22.11.22
高梁市	
太宰府市	H23. 2.23
三好市	
白河市	
松江市	
恵那市	H23. 6. 8
高岡市	
小田原市	
松本市	
川越市	

市町村名	認定日
多賀城市	H23.12. 6
宇治市	H24. 3. 5
大洲市	
美濃市	
佐賀市	H24. 6. 6
尾道市	
竹原市	
明和町	
東御市	H25. 4.11
岐阜市	
長野市	H25.11.22
津和野町	
堺市	H26. 2.14
鶴岡市	
日南市	H26. 6.23
郡上市	
名古屋市	H27. 2.23
斑鳩町	
竹田市	H28. 1.25
添田町	
奈良市	
国見町	
向日市	
鎌倉市	
磐梯町	

合計:51 都市

序章 計画の策定にあたって

計画策定のねらい、計画の期間及び策
定体制等を示します。

序-1. 計画策定のねらい

01 “仕組み”づくり

協働による歴史文化資
産を活かしたまちづくり
の仕組みを整える

歴史的風致の維持向上の取
組みを支える制度や推進体制
の確立など歴史文化資産を活
かしたまちづくりの仕組みを整
え、市民と多様な主体の連携・
協働を促し効果的な施策の展
開を図る。

02 “人”づくり

体験を通して地域への
誇りと愛着を育みなが
ら活動の輪を広げる

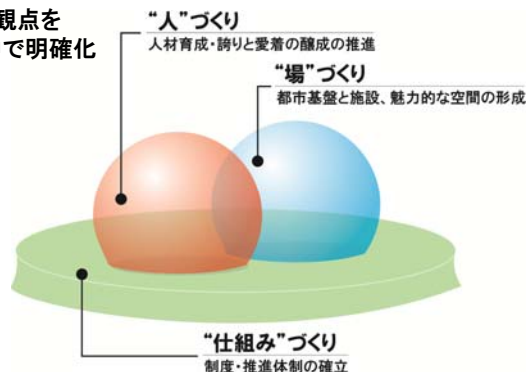
地域の魅力と自らの役割を再
認識し、地域への誇りと愛着を
育むことができる機会や場を
提供して、本市の歴史文化資
産の価値を正しく伝えていくと
もに、まちづくりへの参加の促
進を図る。

03 “場”づくり

歴史的建造物とその周
辺の市街地空間を総合
的・一体的に整える

歴史的風致を下支えする都市
基盤や施設の整備も含めて、
核となる歴史的建造物とその
周辺の市街地がより魅力的な
空間となるよう、必要な規制誘
導や総合的かつ一体的な整
備を図る。

上記3つの観点を
本計画の中で明確化

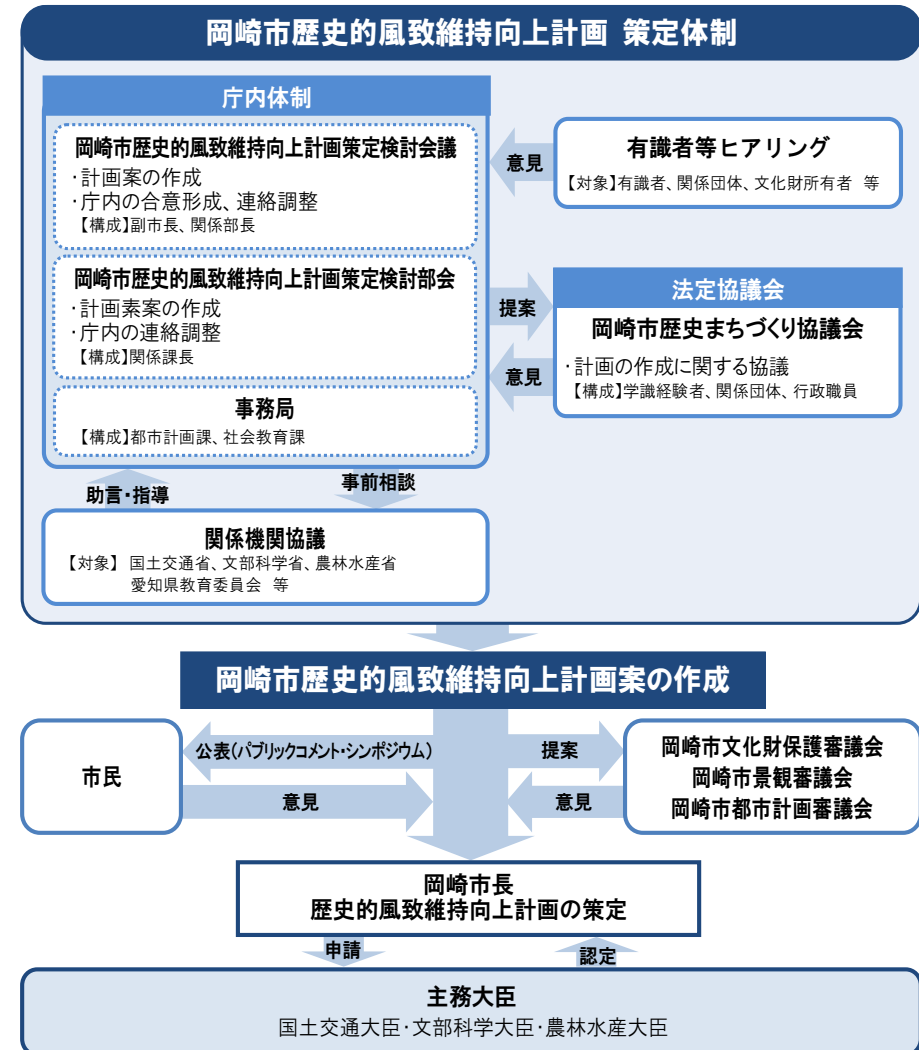


図序-1 計画策定のねらいの模式図

序-2. 計画の期間

計画の期間は平成 28 年度(2016)～平成 37 年度(2025)の 10 年間とする。

序-3. 計画の策定体制



図序-2 計画策定の体制

第1章 岡崎市の歴史的風致形成の背景

市の文化財の指定等状況や歴史的変遷を示します。

1-1. 岡崎市の指定等文化財

岡崎市の指定文化財は、平成27年12月末現在、国指定が30件、県指定が38件、市指定が256件で、合計324件ある。指定文化財のうち、有形文化財(建造物)は31件で、このほかに登録有形文化財が16件ある。

地方の一都市で中世の建築遺構を持つことすら稀と言われる中、中世の建築で国の文化財に指定されているものが8棟もあり、他の時代も含めると13棟にもなる、歴史的建造物の遺構に大変恵まれた土地である。

表1-1 岡崎市の文化財の指定等件数

(件)

区分・種類		国指定	県指定	市指定	合計	国登録
有形文化財	建造物	13	2	16	31	16
	絵画	6	8	57	71	0
	彫刻	3	7	49	59	0
	工芸品	3	9	42	54	0
	書跡・典籍・古文書	1	1	21	23	0
	考古資料	0	2	2	4	0
	歴史資料	0	0	4	4	0
有形民俗文化財		0	2	7	9	0
無形民俗文化財		0	2	6	8	—
史跡		3	3	24	30	0
天然記念物		1	2	28	31	0
合計		30	38	256	324	16



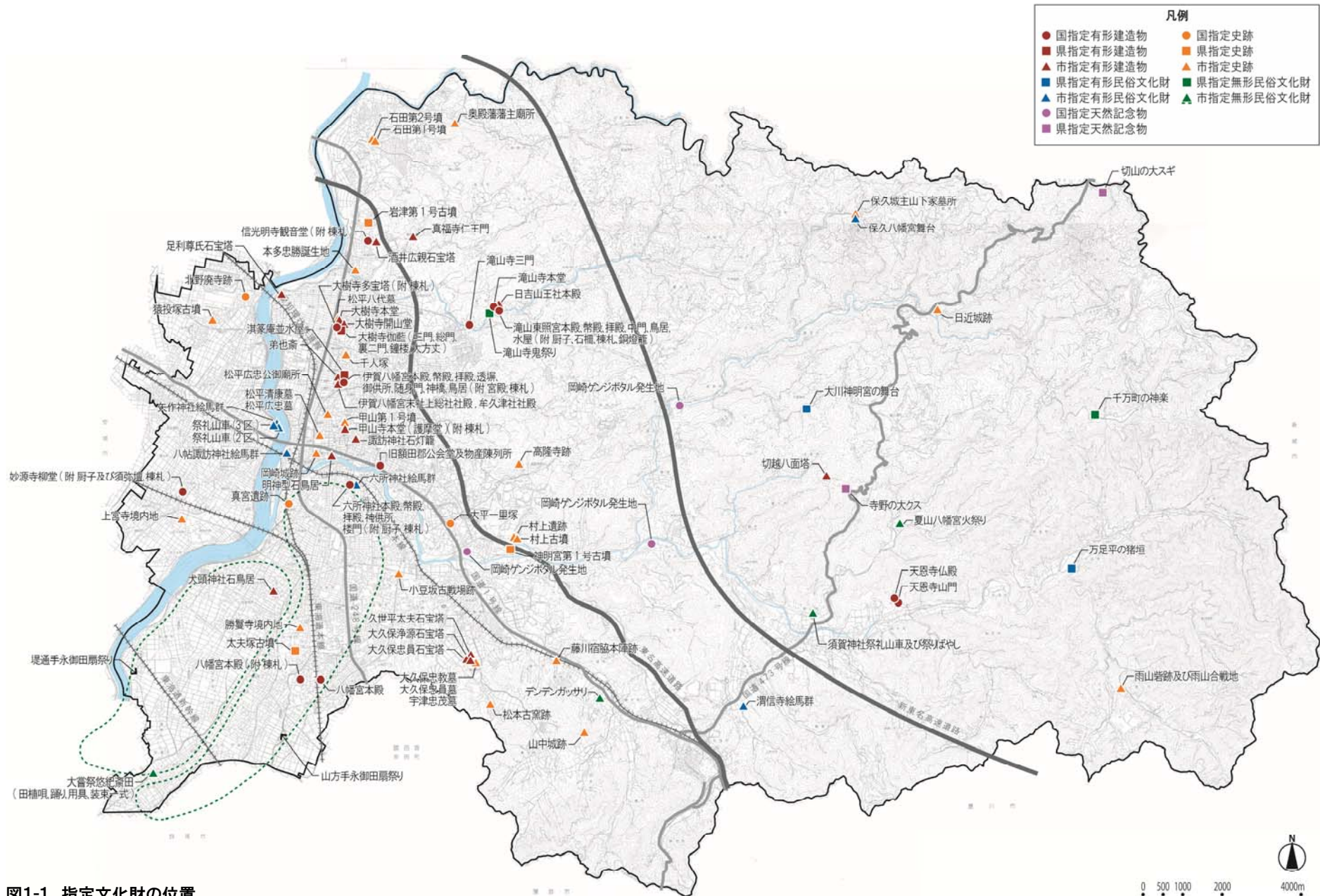


図1-1 指定文化財の位置

第2章 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致

市内に見られる歴史的風致を、幾つかの視点から示します。

2-1. 岡崎市の維持向上すべき歴史的風致

「歴史的風致」とは、「歴史まちづくり法」の第1条で定義されており、以下の①～③の3つの条件を満たすものであることが必要である。

これらの条件を満たす本市における維持向上すべき歴史的風致を整理すると、次の7つが考えられる。

■歴史的風致の条件

- ① 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動があること
- ② ①の活動が行われる歴史上価値の高い建造物があること
- ③ ①の活動と、②の建造物の周辺の市街地とが一体となって形成してきた良質な市街地の環境があること

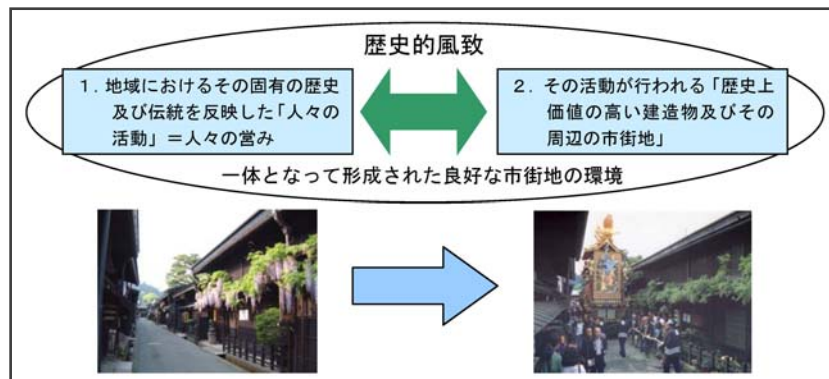


図2-1 歴史的風致の概念

(資料:歴史まちづくり法に基づく5年間の取り組み成果(国土交通省(平成 26 年3月))

1. 家康公生誕の地にみる歴史的風致

徳川家康公の生誕地である本市では、家康公ゆかりの社寺での行事を始め、市民一人ひとりの意識の中に神君家康公を想い、顕彰する慣習が郷土愛として深く根付いている。

その偉業を称えとともに、郷土の英傑を輩出した生誕地としての大きな誇りが、様々な顕彰活動として展開されている。



2. 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致

東海道は、岡崎の市域を東西に貫き、古代より交通の要衝として大いに賑わいをみせてきた。

街道沿いには松並木や常夜燈、一里塚、そして宿場のまちなみなど当時の面影を残し、地域の人々が大切に守り続けてきた祭りが毎年行われ、歴史と伝統を今に伝えている。



3. 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致

滝山寺鬼祭りは、旧暦正月7日に行われる火祭りが特徴の祭りである。起源は鎌倉時代、源頼朝の祈願に始まると伝えられている。

鎌倉時代建立の滝山寺の境内地を舞台に松明 30 数本を持込み、半鐘、双盤、太鼓を乱打し、ほら貝が吹き鳴らされる中で鬼が乱舞する様子は勇壮である。



4. 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致

本市の中心市街地は、岡崎城下町と東海道岡崎宿が母体となっている。

菅生祭、岡崎天満宮例大祭、能見神明宮大祭の三大祭りは、当時の町割りや社寺境内がそのまま残る旧岡崎城下を舞台に、江戸時代から連綿と行われてきた祭りで、歴史や伝統を反映した人々の心意気を今に伝えるものとなっている。



5. 郷土食・八丁味噌造りにみる歴史的風致

八丁味噌は、旧東海道沿いの2軒の老舗が昔ながらの伝統製法により製造する豆味噌で、岡崎を代表する地場産業及び名産として全国的にも名高い。

味噌蔵で醸造された八丁味噌は故郷の味であり、まちなかにほのかに漂う味噌の香りと歴史に裏づけされた蔵造りのまちなみ景観が風情を漂わせている。



6. 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致

矢作川左岸の平野部に田園風景が広がる六ツ美地区は、古くから農業が盛んであり、この地特有の「御田扇祭り」、「六ツ美悠紀斎田お田植まつり」のような稲作儀礼が受け継がれている。

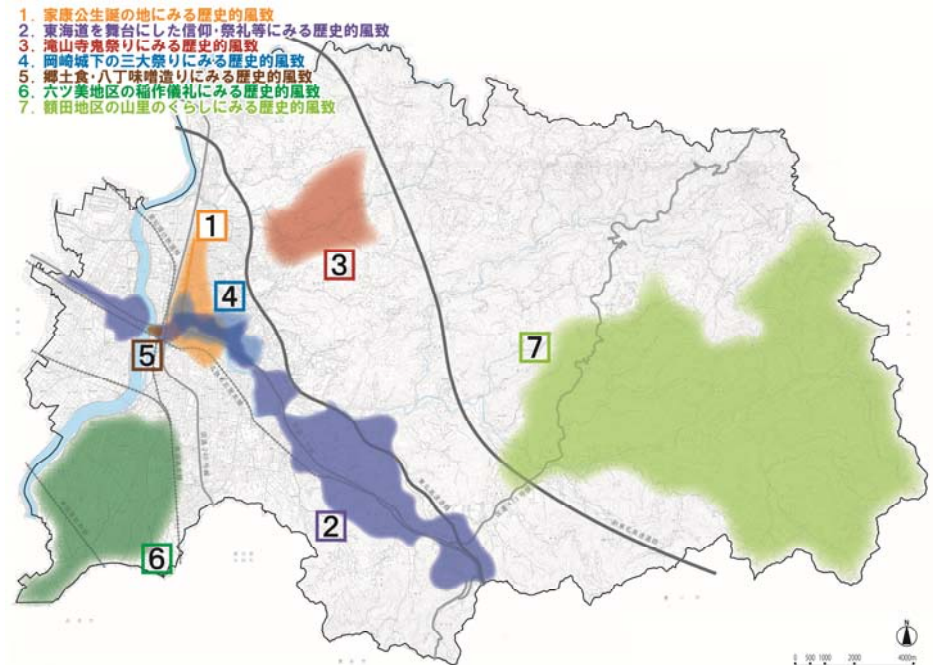
田園地帯に社寺が点在し、その周辺に集落が形成されている風景に、農作業や祭りを行う人々の営みが調和する。



7. 額田地区の山里のくらしにみる歴史的風致

額田地区は、岡崎市東部山地にあり、自然条件に適応し営まれてきた個性豊かな民俗事象が伝えられている。

地域の紐帯の中心ともなる社寺や集落を舞台とし、各地区の個性あふれる民俗事例と調和した景観が形成されており、山里のくらしとそこに息づく民俗行事が織りなす歴史的風致がある。



第3章 歴史的風致の維持向上に関する方針

歴史的風致の維持向上に関する課題と方針を示します。

3-1. 基本理念

岡崎の歴史は、古くは縄文時代にはじまり、平成の時代へと続いている。

そうした時の流れの中にいる私たちには、過去から受け継いだ貴重な歴史文化資産を、後世に伝え残していく責務がある。

折しも、昨年、平成 27 年(2015)は、徳川家康公薨去 400 年、そして本年、平成 28 年(2016)は、市制施行 100 周年の節目を迎える。この機会に「夢ある次の新しい岡崎」に向けて、本市が有する多数の歴史文化資産の魅力や価値を再認識し、それらを守り、まちづくりに活かしながら、都市の個性と魅力に磨きをかけ、ふるさと岡崎の誇りと愛着を一層確かなものにするとともに、これらを地域の活性化や観光の振興等につなげていかなければならない。

このため、本市の歴史まちづくりは、市民それぞれが自らまちに関わり、誇りと愛着を持って岡崎の歴史を語り合い、皆で糸を撚(よ)るかのように過去から未来に歴史をつむいでいくものとし、以下の基本理念を設定する。

未来へつむぐ 歴史まちづくり

3-2. 行動目標

「歴史」は、皆が無関心で何もしなければ、いつか忘れ去られ消え失せてしまうものである。しかし、「歴史」は、誰かが心に留め、過去から現代に大切につむぎ、次世代に伝えていくことで、いつまでも輝き続けるものである。

岡崎の歴史文化やそれに関わる多数の資産が、まちの資産であるとともに、市民共有の財産でもあることを一人ひとりが認識し、岡崎の歴史に向き合い、市民や行政を始めとする様々な主体が協働しながら、「気づき、共有し、行動する」まちづくりを進めていくことを、歴史的風致の維持向上の行動目標とする。

気づく

共有する

行動する

3-3. 歴史的風致の維持向上に関する方針

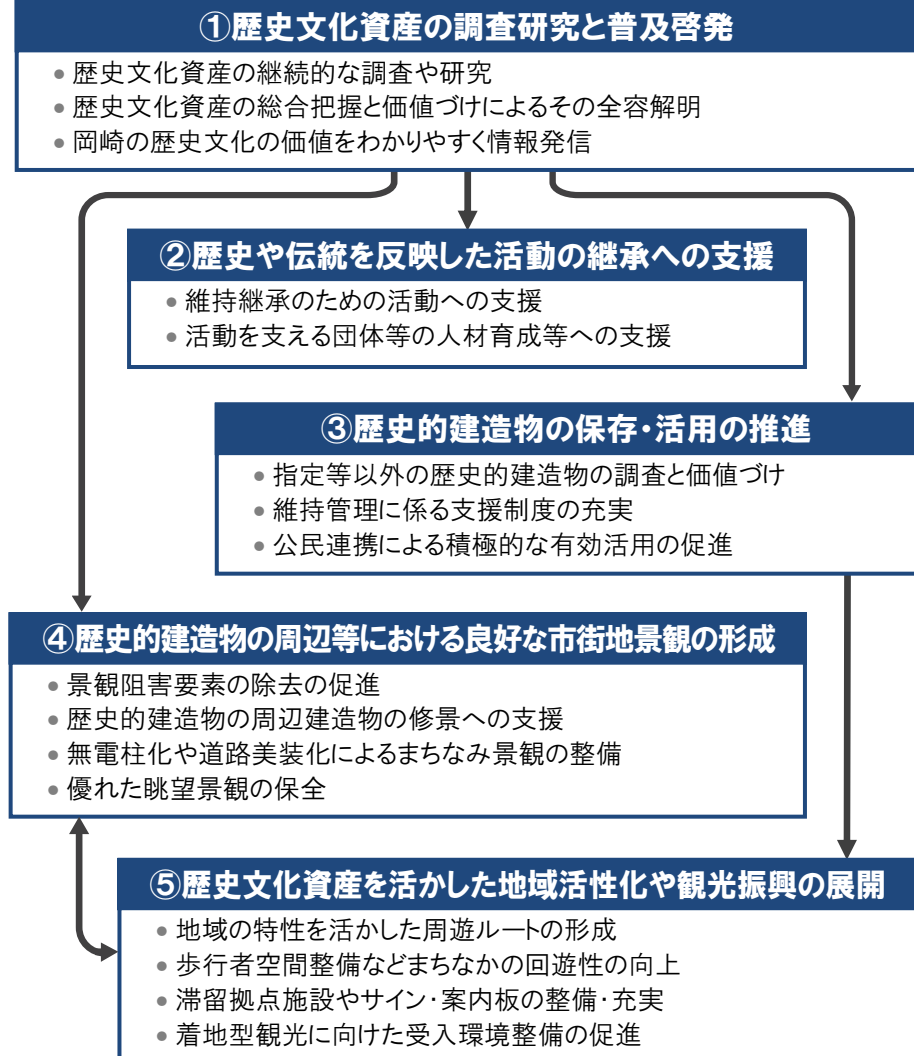


図3-1 歴史的風致の維持向上に関する方針とその関係

第4章 重点区域の位置及び区域

歴史的風致を維持向上していく施策を重点的に推進する区域を示します。

重点区域設定の考え方

重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、施策を一体的かつ重点的に推進することで、その効果が市全体にも波及することが予想される、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心に設定する。

01 岡崎城下及び東海道地区

祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮し、岡崎城及び大樹寺(国重文)を結ぶ南北軸、東海道を中心とする東西軸を中心に景観形成重点地区を含み、松平氏・徳川家ゆかりの社寺である伊賀八幡宮(国重文)、龍城神社、六所神社(国重文)と、岡崎三大祭りの舞台となる菅生神社、岡崎天満宮、能見神明宮、東海道沿いの本宿神明社、山中八幡宮、津島神社、矢作神社、そして、八丁味噌本社事務所及び史料館等を含む範囲とする。

(面積: 約 780 ヘクタール)



02 滝山寺地区

祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮し、県道南大須鴨田線を中心に滝山寺三門、滝山寺本堂及び家康公ゆかりの滝山東照宮(いずれも国重文)を含み、それら歴史的建造物や市街地を舞台に繰り広げられる伝統的な祭りの巡行ルートの背景となる周辺の山並みや河川と一体となった歴史的な風情が感じられるまちなみを含む範囲とする。

(面積: 約 64 ヘクタール)

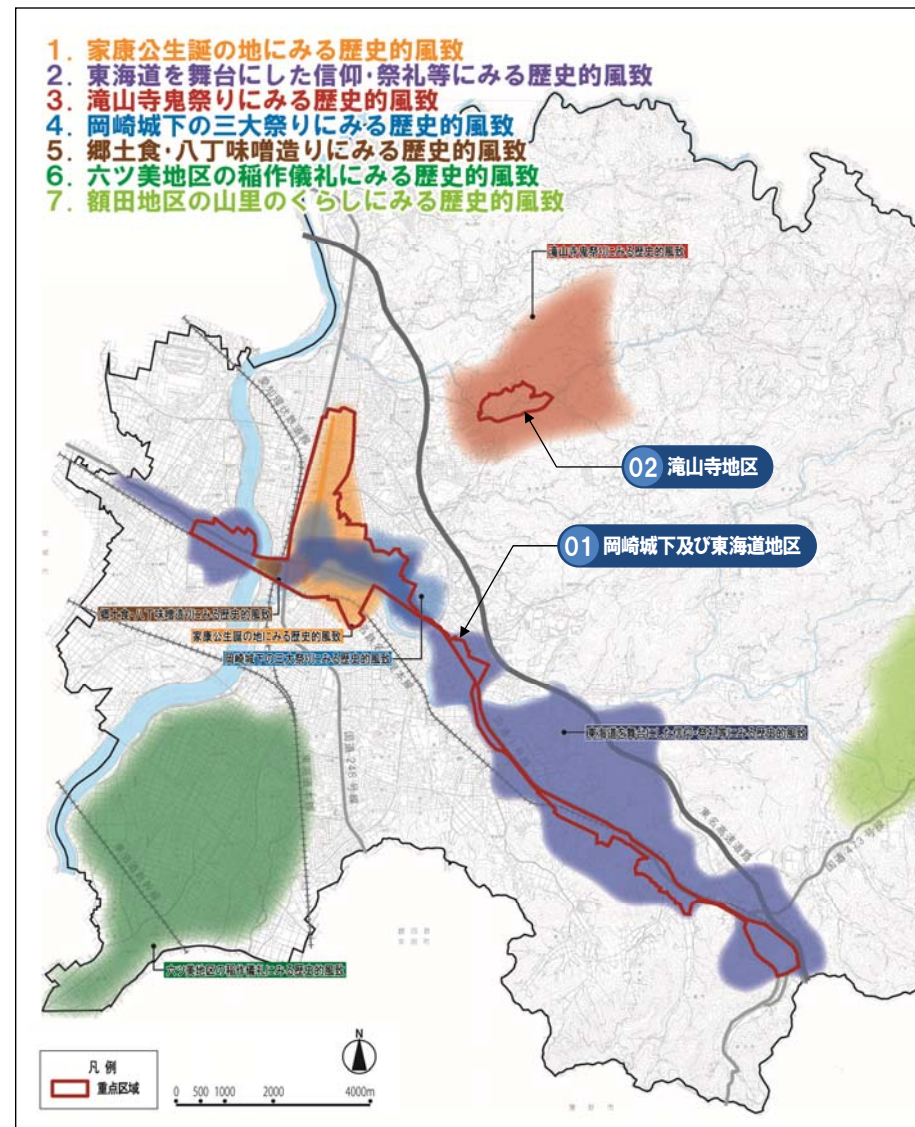


図4-1 重点区域の位置及び区域(範囲)

第5章 良好な景観の形成に関する施策との連携

歴史的風致の維持向上を図るため、既存制度の拡充などについて示します。

表5-1 良好な景観の形成に関する施策との連携の概要

法・条例、制度名など		重点区域に関する現状の取組み		適切な運用やさらなる拡充
		01.岡崎城下及び東海道地区	02.滝山寺地区	
都市計画法	区域区分と用途地域	- 一部市街化調整区域ではほぼ市街化区域 - 多くが商業地域、近隣商業地域等の用途地域に指定され、適切な土地利用の規制誘導がされている。	- 全てが市街化調整区域 - 無秩序な開発等が発生しないよう土地利用が制限されている。	より明確かつ強制力のある景観形成を図る必要がある場合には、景観地区の活用も検討していくものとする。
	地区計画	- 八帖地区で指定されている。 - 緩和型地区計画として、地区内の豆みそ製造工場等に対する建築物用途の制限が緩和されている。	指定なし	地域の特性に応じてきめ細やかなルールを定める制度として活用し、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。
	高度地区	地域の特性に応じた良好な居住環境を保全し、秩序ある良好なまちなみの形成を目的に住居系用途地域の一部に高度地区が指定されている。	指定なし	高さの最高高さの規制誘導により、周辺に見られる歴史的風致との調和に努め、良好な市街地環境の形成を図っていくものとする。
	風致地区	岡崎城の旧城郭内等が指定され、歴史文化資産を活かした都市景観の維持・保全及び良好な市街地環境の一助となっている。	指定なし	風致地区制度を適切に運用することで、市街地の良好な自然を保全するとともに、自然風致と維持し、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。
景観法	景観計画 (景観計画区域(市全域))	- 市全域を指定 - 大規模行為を対象に、一定の建築行為等に対し規制誘導を行っている。		- 建築物等の景観誘導と歴史的風致に配慮した市街地整備を連携して推進し、歴史的風致の維持向上を図っていくものとする。 - 地域住民の意向を踏まえて、景観形成基準の拡充と、新たな地区指定の拡大を検討していくものとする。
	景観計画 (景観形成重点地区)	「大樹寺から岡崎城への眺望」「八帖地区」「藤川地区」の3地区を指定 - 規模に関わらず全てを対象に、きめ細やかな規制誘導を行っている。	指定なし	
屋外広告物法		「岡崎市屋外広告物条例」を制定し、良好な景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害を防止するため、市全域を禁止地域と許可地域に区分し、高さや大きさ等についての許可基準を設定して規制誘導を行っている。 - 重要文化財の周囲 50メートル以内の地域は禁止地域に指定		景観上大きな影響を及ぼす屋外広告物の規制強化の検討や地域の特性に応じたガイドラインの策定など歴史的風致の維持向上に関して実効性を高めていくものとする。

第6章 文化財の保存及び活用に関する事項

文化財の保存・活用に関する市全体の方針と重点区域での計画を示します。

表6-1 文化財の保存及び活用に関する方針と具体的な計画の概要

項目	岡崎市全体に関する方針	重点区域に関する具体的な計画
1.文化財の保存・活用の現況と今後	- 未指定の文化財は、調査により価値が認められたものについては、順次、市の指定又は国の登録制度を活用し、確実に保存するよう検討していく。 - 文化財保護行政のマスタープランとなる「歴史文化基本構想」を策定する。	歴史文化基本構想策定事業
2.文化財の修理(整備)	- 現状把握に努め、破損等が発覚した場合には、その状況や緊急性を勘案して修理時期を検討し、修理を実施していく。 - 重要な文化財の整備は、調査等を実施した上で、史実に基づいた整備を行う。	- 岡崎公園(岡崎城跡)整備事業 - 歴史的建造物保存修理・修景事業 - 歴史的建造物復元整備事業
3.文化財の保存・活用に向けた施設	文化財施設の目的を明確にし、個々の施設の役割や機能を整理し体系立てるとともに、特色を持たせてすみ分けるなど、施設が果たす役割を位置づけていくとともに、岡崎の通史を常設で展示、紹介する場を設ける。	- 歴史的建造物保存修理・修景事業(再掲) - 観光拠点施設整備事業 - 観光受入環境整備事業
4.文化財の周辺環境の保全	- 文化財周辺の景観を阻害する要素は、その改善や除去をするとともに、景観法を活用した景観の規制誘導を図ることにより文化財の魅力の向上を図る。 - 景観行政と連携して、文化財の周辺環境の景観の向上を図るため、無電柱化や道路の美装化を推進する。	- 無電柱化事業 - 道路美装化事業 - まちなみ景観整備事業 - 景観阻害要素除去事業
5.文化財の防災・防犯	- 地域防災計画に基づいた環境整備とともに、自動火災報知設備の設置、消防車両等の進入用道路の確保等を促進し、被害を最小限にできるよう努める。 - 防犯設備の設置や定期的な見回り、点検など防犯体制の強化を行う。	歴史的建造物保存修理・修景事業(再掲)
6.文化財の保存・活用にに向けた普及啓発	- 学校教育や生涯学習の場において、文化財への関心と理解の向上を深める場や機会を積極的に設ける。 - 文化財に親しんでもらえるように情報誌の配布など多様な形で情報を発信する。	- 郷土読本作成等事業 - 歴史学習教室等事業 - サイン・案内板整備事業
7.埋蔵文化財の取扱いの現状と今後	遺跡の状況を把握した上で、その保護に十分留意し、文化庁及び愛知県教育委員会の指導や助言を受けながら進める。	発掘等調査事業
8.文化財の保存・活用に向けた各種団体との連携	各種団体と連携や多様な活動の一層の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等の支援を積極的に行い、地域住民等が主体となる保護活動を進める。	- 無形民俗文化財等調査支援等事業 - 伝統的技術・活動継承支援等事業 - 案内人養成事業
9.文化財の保存・活用に向けた体制の整備	まちづくり部局と一層の緊密な連携を図りながら、歴史文化資産を活かしたまちづくりを重点的かつ一体的に推進していくため、専門性の高い文化財担当職員(学芸員)の確保及び育成など必要となる推進体制と組織づくりを行う。	—

第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項 歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域内で実施する事業を示します。

7-1. 歴史的風致維持向上施設の 整備及び管理に関する基本的な考え方

【基本的な考え方】

5つの方針に基づき、歴史的風致の維持向上のための取組みの底上げ、及び本市固有の維持向上すべき歴史的風致の魅力に、一層の磨きをかけていくための取組みの拡充を図り、重点区域内において、歴史的風致維持向上施設(地域の歴史的風致維持向上に寄与する公共施設等)の整備と適切な管理に関するハード・ソフト両面の各種事業を優先的かつモデル的に展開し、その効果を市全域に波及させていくこととする。

■整備について

施設や周辺環境の歴史的・文化的な背景や、そこで行われる活動との関係など、その価値を十分に把握した上で、関係機関、地域住民、関連団体等と協議の上で実施するものとし、市民や来訪者が本市の歴史的風致をより身近に感じられるよう整備を行う。

■管理について

施設の管理者や関係課、行政機関等と十分な協議や調整の上、今後も適切に管理する。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも取り組むこととし、必要に応じて、所有者等への指導・助言を行う。

【事業の対象】

歴史的風致を構成し、かつその維持向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるもの。

7-2. 重点区域における事業

(1) 歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進

- 1-1.発掘等調査事業
- 1-2.歴史文化基本構想策定事業
- 1-3.郷土読本作成等事業
- 1-4.歴史学習教室等事業
- 1-5.案内人養成事業
- 1-6.その他歴史文化資産の調査研究と普及啓発の推進に資する事業

(2) 歴史や伝統を反映した活動の継承への支援

- 2-1.無形民俗文化財等調査支援等事業
- 2-2.伝統的技術・活動継承支援等事業
- 2-3.その他歴史や伝統を反映した活動の継承への支援に資する事業

(3) 歴史的建造物の保存・活用の推進

- 3-1.岡崎公園(岡崎城跡)整備事業
- 3-2.歴史的建造物保存修理・修景事業
- 3-3.歴史的建造物復元整備事業
- 3-4.その他歴史的建造物の保存・活用の推進に資する事業

(4) 歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成

- 4-1.無電柱化事業
- 4-2.道路美化事業
- 4-3.まちなみ景観整備事業
- 4-4.景観阻害要素除去事業
- 4-5.その他歴史的建造物の周辺等における良好な市街地景観の形成に資する事業

(5) 歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開

- 5-1.サイン・案内板整備事業
- 5-2.観光拠点施設整備事業
- 5-3.観光受入環境整備事業
- 5-4.その他歴史文化資産を活かした地域活性化や観光振興の展開に資する事業

第8章 歴史的風致形成建造物に関する事項

歴史的風致を支える建造物の指定に関する考え方等を示します。

8-1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

【指定に関する基本的な考え方】

歴史的建造物の保護を推進するため、本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持向上を図る上で必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

■歴史的風致形成建造物の指定の基準

- ①意匠性、技術性が優れているもの
 - ②地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
 - ③外観が景観上の特徴を有し、まちなみ景観の構成要素として重要なもの
※概ね築 50 年程度経過しているもの
- ※所有者又は管理者により、今後当該建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること

■歴史的風致形成建造物の指定対象の要件

- ①愛知県文化財保護条例に基づく県指定有形文化財
- ②岡崎市文化財保護条例に基づく市指定有形文化財
- ③文化財保護法に基づく登録有形文化財
- ④景観法に基づく景観重要建造物
- ⑤岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づくふるさと景観資産(建造物)
- ⑥歴史的風致の維持向上に寄与するものとして特に必要と市長が認める建造物

8-2. 歴史的風致形成建造物の管理の指針

【維持管理に関する基本的な考え方】

- 文化財保護法又は景観法等他法令並びに条例に基づいて指定等がされている建造物は、その個別法令等に基づき適正に維持管理を行う。
- その他の建造物は、その価値に基づき適切に維持管理を行う。
- 公開又は活用にあたっては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開に努める。
- 保存のための修理や修景、防災上の措置等を行う場合は、専門家や学識経験者等による必要な技術的指導等を踏まえて実施する。
- NPO法人等のまちづくりに係る団体が主体的に関わっている場合は、積極的に歴史的風致維持向上支援法人に指定し、連携して建造物の活用を図る。

■歴史的風致形成建造物の維持管理の指針

項目	基本	備考
県指定有形文化財	外部及び内部とも現状保存	県又は市の文化財保護条例に基づく現状変更等の許可制度による保護
市指定有形文化財		
国登録有形文化財	外観を主対象とした維持及び保存	文化財保護法に基づく適切な維持管理
景観重要建造物	外観を主対象とした維持及び保存	景観法に基づく現状変更等の許可制度による保全
岡崎市ふるさと景観資産(建造物)	外観を主対象とした維持及び保存	水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に基づく適切な維持管理
上記以外	外観を主対象とした維持及び保存	他法令による保護措置が講じられていない建造物は、計画期間後も保護を図るため、適切な調査等を実施し、その価値を明らかにするとともに、その価値が減ることがないよう、必要に応じて指定文化財又は景観重要建造物の指定等と重複するよう努める

パブリックコメント 歴史的風致維持向上計画(案)にご意見を！

市では、本日、ご紹介しました「岡崎市歴史的風致維持向上計画(案)」の
パブリックコメントを実施しています。

皆さんからのご意見をお待ちしております。

1 意見募集期間

平成 28 年2月5日(金曜日) ～ 平成 28 年3月5日(土曜日)

2 閲覧場所

平成 28 年2月5日(金曜日)から以下の場所で閲覧できます。

- ・市政情報コーナー(市役所西庁舎1階)
- ・都市計画課(市役所西庁舎1階)
- ・社会教育課(市役所福祉会館4階)
- ・各支所
- ・市ホームページ(パブリックコメント) http://webhp.city.okazaki.lg.jp/appli/08/wp08_top_menu.asp

3 意見の提出方法

住所、氏名(団体などは名称・代表者名)、連絡先を記入し、直接、郵送、E メール、ファクシミリのいずれかで都市計画課に提出してください。市ホームページ(パブリックコメント)からも提出できます。

4 提出先

〒444-8601 岡崎市都市整備部都市計画課

E メール; toshikei@city.okazaki.lg.jp

ファクシミリ 0564-23-6514